

別紙 「個人事業者の共同体に関する取扱要綱」

(目的)

第1条 この要綱は、自家用電気工作物保安管理業務における、個人事業者の共同体の取扱いについて、適正な基準を定めることにより、共同体の合理的かつ効率的な運用を確保することを目的とします。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録 神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第3条の2第1項に規定する手続による認定及び規則第15条において準用する規則第3条の2第1項に規定する手続による認定を受けること。
- (2) 資格 神戸市物品等競争入札参加登録によって認定された資格
- (3) 懸案構成員 共同体の構成員のうち、破産手続開始の決定を受けた者若しくは後見開始審判を受けた者又は神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けた者、又は死亡若しくは身体的理由により業務の継続が困難な者
- (4) 残存構成員 懸案構成員が生じた共同体の構成員のうち、当該懸案構成員を除く者
- (5) 入札参加資格 制限付一般競争入札において入札に参加する者に必要な資格
- (6) 入札参加申請 制限付一般競争入札における入札参加資格の審査の申請

(共同体について)

第3条 共同体は、受注業務を安定して実施、遂行するために、構成員が技術・人材・資金等を結集して自主的に結成される団体であり、その運営や技術力の向上、あるいは問題の処理においては、構成員が互いに協力し円滑に業務を実行していく必要があります。

(共同体の取扱い)

第4条 共同体の取扱いは、次のとおりとします。

1 構成等

|                  |   |
|------------------|---|
| (1) 管理方式         | 全構成員が、あらかじめ決定する対象施設ごとに、人員、機械等を拠出し、一体となって保安管理を行う共同管理方式とします。  |
| (2) 結成方法         | 自主結成とします。   |
| (3) 各構成員が満たすべき資格 | (ア) 神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。<br>(イ) 電気事業法に定める事項を満足すること。<br>(ウ) 中部近畿産業保安監督部近畿支部において電気保安管理業務の外部委託承認を受けている個人事業者であること。 |
| (4) 代表者          | 構成員において決定されたものとします。   |

## 2 結成手続き等

|           |  |
|-----------|--|
| (1) 結成手続き | 登録の手續に係る公告において定める期日までに、次の書類を提出させるものとする。<br>ア 自家用電気工作物保安管理共同体認定申請書（様式集様式2-4）<br>イ 自家用電気工作物保安管理共同体認定協定書（様式集様式2-5）<br>ウ 構成員全員の神戸市物品等競争入札参加資格の写し |
|-----------|--|

## 3 懸案構成員が生じた場合の処理

|  |
|--|
| <p>ア 通則（懸案構成員の取扱い等）</p> <p>(ア) 破産手續開始の決定を受けた場合<br/>残存構成員は、懸案構成員を脱退させ又は除名するものとします。</p> <p>(イ) 後見開始審判を受けた場合<br/>残存構成員は、懸案構成員を脱退させ又は除名するものとします。</p> <p>(ウ) 死亡若しくは身体的な理由により業務の継続が困難な場合<br/>残存構成員は、懸案構成員を脱退させ又は除名するものとします。</p> <p>(エ) 残存構成員の追加は認めないので、契約にあたっては、懸案構成員が生じた場合であっても、本業業務仕様書における保安管理体制の確立が可能となること。</p> <p>(オ) 指名停止の場合<br/>残存構成員は、本契約成立後、特に必要と認められる場合を除き、懸案構成員を脱退させ又は除名することができないものとします。</p> <p>イ 入札前に懸案構成員が生じた場合</p> <p>(ア) 市長は、懸案構成員が生じた時点の当該共同体に対し、入札参加資格の審査の結果の通知の前においては、当該資格がないと認定するものとし、当該通知の後においては、当該資格がなくなった旨通知します。</p> <p>(イ) 市長は、当該保安管理業務の入札参加申請の受付期限にかかわらず、残存構成員のみによる共同体（指名停止の場合を除く）が、当該業務の入札参加資格を満たす限り、その者の入札参加申請により、その参加を認めることができます。</p> <p>(ウ) 懸案構成員が残留する場合及び指名停止の場合<br/>指名を取り消します。</p> <p>ウ 入札後に懸案構成員が生じた場合<br/>市長は、契約の相手方の業務能力、状況及び金融機関との関係等を総合的に勘案した上で、契約の履行が可能か否かを判断し、契約を継続するか決定します。</p> |
|--|